

入院期間180日超の入院基本料について

入院期間が180日を超えると、患者様本人が希望して受ける特別な療養（選定療養）と見なされ、入院基本料に対する健康保険支給額が15%減額されます。

この場合、下記減額相当分を患者様より徴収いたします。

記

令和6年6月1日からの徴収金額

1日につき2,412円

病状等により徴収対象外となる場合があります。詳しくは1階入院窓口にてお問い合わせください。

室料差額のご案内

(令和6年10月～)

部屋番号	定員	室料差額	部屋番号	定員	室料差額	部屋番号	定員	室料差額	部屋番号	定員	室料差額
201号室	1人(特室)	15,400円	212号室	4人	-	223号室	2人	4,400円	311号室	4人	-
202号室	4人	-	213号室	2人	4,400円	301号室	4人	-	312号室	2人	4,400円
203号室	4人	-	215号室	1人	6,600円	302号室	4人	-	313号室	4人	-
205号室	4人	-	216号室	1人	6,600円	303号室	4人	-	315号室	4人	-
206号室	4人	-	217号室	4人	-	305号室	4人	-	316号室	4人	-
207号室	4人	-	218号室	2人	4,400円	306号室	4人	-	317号室	4人	-
208号室	2人	4,400円	220号室	2人	4,400円	307号室	4人	-	318号室	4人	-
210号室	2人	4,400円	221号室	2人	4,400円	308号室	4人	-	320号室	1人	6,600円
211号室	4人	-	222号室	2人	4,400円	310号室	4人	-			

消費税含む